

平成23年

双葉町議会会議録

第3回臨時会

11月7日開会・閉会

双葉町議会

平成23年第3回双葉町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3
第 1 日 (11月7日)	
議事日程	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	6
職務のため議場に参加した者の職氏名	6
開 会	7
開 議	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
発言の取り消し	16
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
閉 会	44

23 双葉町告示第24号

平成23年第3回双葉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年11月1日

双葉町長 井戸川 克 隆

記

1. 期 日 平成23年11月7日（月）
午前9時
2. 場 所 加須市騎西総合支所 3階議場
3. 付議事件 (1) 双葉町特定住所移転者に係る申出に関する条例の制定について
(2) 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第7号）

23 双葉町告示第26号

平成23年第3回双葉町議会臨時会に次の付議事件を追加する。

平成23年11月4日

双葉町長 井戸川 克 隆

記

1. 付議事件 (1) 双葉町議会委員会条例の一部改正について

○応招・不応招議員

○応招議員（11名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	11番	佐々木清一君
12番	清川泰弘君		

○不応招議員（なし）

平成23年第3回双葉町議会臨時会議事日程（第1号）

平成23年11月7日（月曜日）午前9時開会

開 会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第 99号 双葉町特定住所移転者に係る申出に関する条例の制定について

日程第4 議案第100号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第7号）

日程第5 発議第 3号 双葉町議会委員会条例の一部改正について

閉 会

○出席議員（11名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	11番	佐々木清一君
12番	清川泰弘君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長	江尻邦夫君
秘書広報課長	大住宗重君
総務課長	武内裕美君
企画課長	山下正夫君
税務課長	大沼武君
産業振興課長	大橋利一君
建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
教育総務課長	高野憲一君
生涯学習課長	今泉祐一君
農業委員会 事務局 局長	大橋利一君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 局長	高野利彦
書記	高橋春枝

◎開会の宣告

○議長（清川泰弘君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第3回双葉町議会臨時会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（清川泰弘君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清川泰弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清川泰弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、10番、谷津田光治君、11番、佐々木清一君を指名します。

◎会期の決定

○議長（清川泰弘君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日1日とすることにご報告をいただきました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

ここで暫時休議しまして、全員協議会を行いたいと思います。全協室にお集まりください。

休憩 午前 9時01分

再開 午後 1時00分

○議長（清川泰弘君） それでは、ただいまから午後の会議を始めます。会議に戻します。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第3、議案第99号 双葉町特定住所移転者に係る申出に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(清川泰弘君) 提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

(町長 井戸川克隆君登壇)

○町長(井戸川克隆君) 議案第99号 双葉町特定住所移転者に係る申出に関する条例の制定についてであります。原子力発電所の事故による災害により、町から住所の移転を余儀なくされた町民の皆様に対し、本人の申し出により、県や町からの情報を提供することができるようにするため、条例を制定するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(清川泰弘君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番(谷津田光治君) 第3条の3ですけれども、特定住所移転者という第1項の規定による申出に係る事項に変更あったときは、変更があった日から14日以内に町長にその旨を届けなければならない。これ必ず14日以内に届けるのはいいのですが、町から本人にとりか、本人がそう理解していなかったときはどうなるのか。本人が14日以内に町長にその旨を届けるということがわからなかった場合、これはわかるような方法を町長はとるのかどうかをお聞かせください。

○議長(清川泰弘君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 谷津田議員の質問にお答えいたします。

変更があった日から14日以内ということでございますので、とりあえず変更のときに本人に周知を図るようにしたいと思います。そしてまた、その事実があったときには、その旨の追跡をして、周知がされていない場合は、こちらから通知をするようにしたいと思いますと考えております。

○議長(清川泰弘君) 10番、谷津田光治君。

○10番(谷津田光治君) 変更者に不利益のないというふうに理解してよろしいですね。

○議長(清川泰弘君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) そのようにしたいと思います。

○議長(清川泰弘君) ほかにありませんか。

11番、佐々木清一君。

○11番(佐々木清一君) 今、谷津田議員さんからの質問と同じ質問なのですが、14日以内、これ双葉町民は42の都道府県ということで、やはり変更しても即このことができない人も中には出てくるわけですが、届け出を出すのに。なかなかその間忙しいとかいろんな問題が出て、うっかりしていたと。

14日に町で受け付けしていない場合、1日延びたとか、これはもう14日ときちっとしたその余裕は全然ないのですね、距離が遠いものですから、いろんな面に対して。やはりこういう状態の中ですから、確実に双葉町に住んでいれば2週間以内にきちっとしなければならないというのは、法律ですからこれ仕方ないのですけれども、やっぱりそういったさまざまな手続等に手おくれが出てくる場合もあるし、中には高齢者がいて、やっぱりやり方がわからなかったと、うっかりすることも出てくるのですが、その辺の余裕というのはあるのですか、ないですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） この余裕については、今のところございません。このとおり執行したいと思いますが、ただ不利益にならないように周知を十分すると。先ほども申し上げましたように、変更の受理をしたときがその期限だと思いますから、受理されたときには必ずこちらから追っかけていくというふうにしたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） 再度確認させてください。そうすると、受理することに対しては、しっかりとこれは間違いなく落ち度のないようにきちっとできるということですね。

（「はい」と言う人あり）

○11番（佐々木清一君） はい、わかりました。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第99号 双葉町特定住所移転者に係る申出に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第4、議案第100号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第7号）に

ついてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(清川泰弘君) 提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

(町長 井戸川克隆君登壇)

○町長(井戸川克隆君) 議案第100号 平成23年度双葉町一般会計補正予算(第7号)についてありますが、歳入歳出それぞれ5,264万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は56億1,977万7,000円となります。

歳入について申し上げます。地方交付税は、特別交付税5,000万円を追加し、県支出金は地域支え合い体制づくり助成事業に係る県補助金264万6,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、双葉町埼玉支所と福島支所の両支所で財務会計処理を可能とするための機器環境整備経費や福島県議会議員一般選挙執行経費、双葉町議会議員一般選挙執行経費など938万3,000円を追加いたしました。

民生費は、仮設住宅等管理経費や仮設住宅等緊急通報設備設置委託料、原子力損害賠償手続業務委託料、サーバイメーター購入費など7,829万1,000円を追加いたしました。

衛生費は、総合健康検査実施に向けた事前アンケート調査経費や乳幼児健康診査給付金など141万9,000円を追加いたしました。

農林水産業費は、農地土壌サンプリング等に要する事務経費5万円を追加いたしました。

また、予備費は3,649万7,000円の減額となりました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(清川泰弘君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、説明書により歳入から行います。

第9款地方交付税。

10番、谷津田光治君。

○10番(谷津田光治君) これは何月何日に町の債務となったのか教えてください。

○議長(清川泰弘君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) ただいまの谷津田議員の質問に対しまして総務課長から説明を申し上げます。

○議長(清川泰弘君) 総務課長、武内裕美君。

○総務課長(武内裕美君) 谷津田議員の質問にご説明いたします。

まだ入ったわけではありませんが、今後、特別な事務経費ということで見込まれるということから5,000万円を計上しております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） これは内示があったということですか。町にこれだけ入る予定がありますということで国のほうから通知が来たということでしょうか。

○議長（清川泰弘君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） ご説明いたします。

おっしゃるとおりでございます。

○議長（清川泰弘君） 次、第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 歳出に入ります。

第2款総務費。

4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 県の一般選挙費の中の……

（「まだそこまでいかない」と言う人あり）

○4番（高萩文孝君） 総務費だけでいいですよ。委託料の中のポスター掲示板撤去委託料と、その下にある設置及び撤去委託料、片方減して、片方追加なのですが、ここのご説明と、あと需用費の印刷製本費、県のほうは50万円で、町議選のほうは100万円になっているのですが、このちょっと中身の説明をお願いします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 高萩議員のご質問に対しまして総務課長から説明を申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 高萩議員のご質問にご説明いたします。

まず、1つ目ですが、ポスター掲示板の撤去委託料、これ6万9,000円の減でございます。その下、掲示板設置及び撤去委託料が25万円の追加ということですが、当初、ポスター掲示板の設置については、平成22年度の予算でとっていましたが、それで、23年度の予算が撤去費用のみの計上で行ったので、今回、この撤去費用は減額をいたしまして、新たに設置と撤去の委託料を計上したものでございます。

それと、印刷製本費の関係であります。県議会のほう50万円でございますが、町議会のほうは100万円と、どちらも不在者投票の封筒の印刷ということでございますが、県議会のほうについては当初2万円、それで9月補正で100万円ほどさせていただいてございますが、それで今回50万円を追加しています。それから、町議会議員の選挙のほうですが、これについては不在者投票の印刷と、それからチラシ等の印刷もありますので100万円というような計上になったものでございます。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 県議会議員一般選挙の補正額がこれ差し引きゼロではなくて、追加補正になっているのですが、これは町で予算をとらなければならないお金ですか。この県議会議員の選挙は、県から来ないですか。町の金で予算として使うべきものでしょうか。町会議員の選挙なら当然町ですけども、県議会は町で予算とらなければならないのですか。教えてください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして総務課長から説明を申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 総務課長、武内裕美君。

○総務課長（武内裕美君） ただいまのご質問にご説明いたします。

財源内訳、一般財源となっておりますが、今後、選挙県議会対象費用あるいは単独として扱うもの、まだ具体的にはっきりしていませんので、当面一般財源という扱いにさせていただいて、今後、精算の中で振り分けが出てくるかと思えます。その時点で財源の振り分けはしていきたいというふうを考えております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 町の議会の選挙ならわかるのですけれども、何ゆえに県議会議員の選挙が後で精算するという事で町で予算化しなければならないのか、ここがちょっと。余分に県から委託金来ているのだったら別だと思うのですけれども、これは町で町の金を使って県議会議員の選挙をしなければならない決まりになっているのですか。

○議長（清川泰弘君） 総務課長、武内君。

○総務課長（武内裕美君） 再質問にご説明申し上げたいと思えます。

ご質問のとおり、県議会議員の選挙は県の委託金ということになりますが、この中で同日選挙なものですから、例えば投票立会人あるいは開票立会人、2つの選挙で2つを兼ねるということもありますので、その辺の経費の折半等も今後計算する中で出てきますので、その中で先ほど申し上げたようにすみ分けをしていくということにしておりますので、ご了解をお願い申し上げたいと思えます。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 何か町は今避難中で、金はそんな余裕はないような気がしているのですけれども、だったら県から委託金等精算払いでなくて、先に余分に預かっておいて、後で精算して返すという方法ならまだ私も納得できるのですけれども、町の金を使って県議会議員の選挙をやって、後で精算してもらおうというのも余り今まで記憶にないのですけれども、このやり方でいいのかどうか。

それで、県議会議員の選挙のことでポスター掲示場が減額したり増額したりと、これ県選管からどういような指示を受けて、どういうふうに町では取り扱っているのか、この辺も少し教えてください。

○議長（清川泰弘君） 総務課長、武内裕美君。

○総務課長（武内裕美君） 質問に説明申し上げたいと思います。

これまでも県あるいは国の選挙の場合は、実績を提出しまして、それに基づいて精算という形をとっております。これまでと同様であります。

それから、ポスター掲示板ですが、予算が当初22年度の予算でポスター掲示板は設置する予定にしておりました。県議会議員の選挙は4月の第2週の予定でございましたので、22年度予算で対応する必要があったということでしたが、それができなかったということもありまして、今回、撤去の分だけは落として、今新たに設置と撤去の両方の経費を上げさせていただいたということでございます。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） ポスター掲示板の設置及び撤去の今のお話しなのですが、これもうできていますよね。福島のあるできていますけれども、予算もちゃんと決まっていないうちに掲示板できていて大丈夫なのですか。撤去だけだったらわかりますけれども、それ執行されているのではないのですか。できているということは、大丈夫なのですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員のご質問に総務課長から説明をさせます。

○議長（清川泰弘君） 総務課長、武内裕美君。

○総務課長（武内裕美君） 菅野議員の質問にご説明申し上げたいと思います。

選挙のポスター掲示板、10日告示ということで、既に設置されている部分もございます。これについては、この委託料の中で設置させていただいたということでございます。本来であればもっと早く計上すればよかったのですが、その辺計上できなかったという部分もありまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） これ設置や撤去だけであれば私はいいと思うのですが、予算も決まらないうちに執行されたと思われてもこれ間違いな話ですよ。実際追加25万円ありますけれども、これ万が一通らなかつたらどうするつもりだったのかなというのと、逆に言えば専決事項になるのではないですか、執行されているというのは。私のほうの認識が間違っているのかどうなのか教えてください。

○議長（清川泰弘君） 総務課長、武内裕美君。

○総務課長（武内裕美君） 質問にお答えいたします。

委託料の中で項目それぞれありますので、その中で執行させていただいているということでございます。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 私、今質問したのは、要はこの中で予算がついていないのに執行したかしないのか。これいろんなものはわかります。だけれども、ポスター掲示板設置及び撤去委託料なので、

これは予算がきょう否決されるか可決されるかわからない中で、それ執行されたのかということをお聞いているので、議長しっかり私質問していることと答えをしっかりと采配を振るってください。

○議長（清川泰弘君） 総務課長、武内裕美君。

○総務課長（武内裕美君） ご質問にご説明いたします。

説明書の中で予算がございますので、その中で執行させていただいたということでございます。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 町議会議員選挙の11節需用費の印刷製本費100万円、これの内容、使い道を教えてください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 谷津田議員の質問に対しまして総務課長から説明をさせます。

○議長（清川泰弘君） 総務課長、武内裕美君。

○総務課長（武内裕美君） ただいまの質問にご説明を申し上げたいと思います。

これにつきましては、不在者投票の印刷、さらには選挙周知等のチラシ……

（「うん」と言う人あり）

○総務課長（武内裕美君） 選挙のお知らせ等のチラシ印刷等でございます。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 選挙のチラシってどういうものなのか詳しく教えていただきたいと思えます。前の議会で選挙公報を発行する。14日というような日にちを記憶していたのですが、これ100万円とって、何に、どこに使うのですか。これを詳しく教えてください。

○議長（清川泰弘君） 総務課長、武内裕美君。

○総務課長（武内裕美君） 質問にご説明いたします。

先ほども申し上げましたが、不在者投票用の封筒等の印刷、さらには選挙の周知等のチラシの印刷等の経費でございます。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 10日告示で、何日から期日前投票をやるのか、10日からやるのか11日からやるのか。11日からやったとして、何か印刷製本で一生懸命通知はしたいという姿勢はわかるのですが、もう11日になったら期日前投票を終わった人に配ったって意味がないことですよ。我々お祭り終わってしまったというところに幾ら通知出したって、チラシ出したって何の意味もないことですから。期日前投票は11日から始まるでしょう。12、13と持ち回りで仮設に行ったとして、仮設に入っている人たちも期日前投票やれば、選挙のチラシを、何を送ったって余り意味がなくなるのではないですか。これは町の選管は何を考えていたかわかりませんが、選挙期間10日あるといっても、実際期日前投票やれば1日、2日で終わってしまうところもあるわけですから、こんな被選挙人に対して不利益な選挙なのか、こういう事態にならなかつたらあり得ないことなのです。ですから、町長、金がな

い町なのだから、余計なのは使わないでとっておいて。なるべくこれ掲示板つくって撤去する錢なんて、町議会の選挙は9カ所だと言って、どんなところへつくるのか、仮設だったか、壁にだって立てかけておいたって、これ1日ぐらいで終わるところなんかいいわけですから、次の日どこかの仮設に行ったらば、立てて2日でとつてもいいわけでしょう、期日前投票済ませた人は。だからこんな被選挙人に対して不利益な選挙ってないはずなのです。選挙人だって面食らっていると思います。告示して、2日で私らは投票済ませましたという人には何を送ってももう意味はないわけです。その辺しつかりと選挙管理委員会と話し合って、無駄なことはしないようにしてください。かなり無駄が出ているような気がするのですが、いかがですか、町長。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 選管は町長業務でないものですから、その使われ方、ただいま意見ありました。その辺を総務課長を通して具申するように、改善するようにお願いをしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 町長がそうやったからと言っているのではないのです。選管とよく話してくださいと。選挙管理委員会は町長が議案出して、我々が承認しているわけですから、そうしたら我々選挙に出る人の身になって考えてくれるくらいのこととしてもいいはずです。町長、この人を選挙管理委員にしてどうですかと我々に諮らせるわけですから、ですから被選挙人に対して余り不利なことはしないように町長、選挙管理委員会とお話をしてくださいとお願いしたいのですが。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

5番、岩本久人君。

○5番（岩本久人君） 今ほど谷津田議員のほうから、選挙管理委員会という話が出ましたけれども、選挙管理委員会はいつこれ始まったのでしょうか。いつ会議があったのでしょうか。その中で、いろいろ今回の選挙に関しての事項を話し合ったと思うのですけれども、先ほどの掲示板についても、今度の印刷製本に関しても、すべて事後承諾みたいな形になっているのです。すべて事をなしてからこうやって予算にのっけてくる。だからやっぱり臨時議会も早くやるべきだったのではないかなというふうに私は思います、これは。予算で決まってから、もう事をなしてからその予算に計上してくるというのは、私はおかしいと思うのですが、町長どう思いますか、よろしくお願いします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 臨時議会、きょうになったということは、精いっぱいやっていたわけですが、こういう結果になりました。この辺については、大変おくられている部分についてはおわびを申し上げたいと思います。この印刷製本費については、

_____適切に運用できるように、使用できるように選管のほうに申し入れをしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 今の町長の答弁、町長、あなたのお名前で予算我々に審議資料で出して、
_____という答弁は言うべきではないでしょう。これだれの名前で補正予算、きょう提案したのですか。町長といえども今の答弁は不適切だと私は思いますので、ちょっと考えて答えてください。

◎発言の取り消し

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 言葉足らずで申しわけありませんでした。知らないということの意味がちょっと説明不足でございました。すべて私の提案の中で、本日提案申し上げておりますので、その言葉については訂正させていただいて、取り下げをお願いしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） ただいま町長の答弁で先ほどの発言を取り消すということによろしいですか。
（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） それでは、次に進みます。

第3款 民生費。

6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 13節委託費の原子力災害補償の弁護士というご説明をさっき受けました。補償、賠償に関してのこの説明を先ほど全協のほうで受けましたが、前にも私ご提案したように、賠償問題よりも先に生活賠償、今本当にこれ時間かかる話ですよ、これ賠償というのは。それであれば、今、双葉町の町民の皆さんが何に苦しんでいるかということを考えなくてはならないと私は前回から申し上げます。賠償の問題の前に、賠償やる時にはせめて毎月の生活の補償をしていただいてからやるべきではないですかというお話は私していますが、この説明文とかいろいろ見せてもらったときに、賠償のほうだけでなく、生活費、今も私たち避難したくてしているわけではないのです。避難しなさいと国に言われて、それをやったのは東京電力さんですから。その中で、今まで自立して生活していた人間が、自立できないような生活をさせられているのは、これまでもって間違いないことだと思います。その中でこのステップに入る前に、やっぱり先に絶対に生活補償をちゃんときちっとやってからではないと、これまたお金もらえない、生活費に行き詰まっている、これから冬迎えて光熱費、ここで餓死したり、本当に凍死したりする人が福島県内で出てきたらどうするのかなという私すごく心配なのです。その中で生活に関する賠償とか補償とかしてもらいたい。これはこの前にやってもらいたかったのですけれども、それは執行部としてどういうふうを考えているのかお聞かせください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まことに我々は望んでこの場にいるわけではございません。本当に切ない

思いを町民の皆さんとともども味わっております。この賠償問題、ここにご提案させていただいたのは、やはり多くの町民の皆さんが大変分厚い請求書を見て困惑している。そしてまた、合意の文書を当初は、以降は認めないというような文書も入っておりまして、加害者が被害者に対してさらにまた被害者になれというような文書でありました。そのために、説明会のやり方もすばらしく訓練された方が来られて、お年寄りが本当に親切丁寧に説明をされてそのままになってしまうおそれもありました。そんな中で、何とか自分たちの主張したいものをまず主張するべきだと、そんなふうに思っておりまして、いろいろここまで検討をするための時間を要したことが今になったことを、大変おくれたことをおわび申し上げたいと思います。

その菅野議員が言われる生活の補償、この部分も本当に切れ目なく賠償に対応していただきたい。加害者側の有利な条件のもとではなくて、我々の今、菅野議員が言われることはまことにそのとおりであります。そんな思いも含んだ賠償の姿勢になっていただきたいと念願しておりましたけれども、そのために東京電力は説明会を再開させてくださいと申し入れが会社からありました。それは拒むものではないということで、それでは東京電力の社長さんにおいでいただいて説明会をしたいという申し入れをしたところ、いまだにその申し入れに対しての実現がされておられません。このような情勢の中で、果たして平等な、あるいは本当に申しわけないという思いの中で賠償が推移できるものなのかということを見ると、甚だ心配であります。したがって、中立的な、そしてまた専門家を交えて町民の皆さんのそれぞれの思いをあらわしていただくような取り組みをするべく弁護士費用としての予算を計上させていただいております。多くの町民が一日も早くこの問題に着手したいという要望も日夜伺っております。この問題も本当に一刻を争う状況になってまいりまして、そんな中で特段のご理解をいただきたいと考えております。

また、町民の方に生活支援ということでございますが、現在、町では3万円の枠で町民の皆さんに貸し付けを行っております。今後、この枠をふやしながら、町民の皆さんのご要望にこたえていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 町長答弁、今いただいた中で、1つ2つちょっとお聞きしたいことがあるのは、弁護士はあくまでも私たちの味方になってもらわなくては困ると思います。中立の弁護士だったら私は要らない。

それと、町で貸し付けする何するといっても、うちの町の財調が今幾らある。14億円ちょっとぐらいだと思うのです。何にでも使えるお金が14億円あって、果たして今6,500人ぐらいですよ、多分町民の皆さんは。それが何カ月賄えますか。これ紛争審査会に出します、何しますと言ってやって三、四カ月かかりますよね。またもらえないのですよ。それで結果出なかったら次裁判なのです。そこで妥協したって、時間ばかりかかるのです。それだったら、やっぱり検討に入るときに、もっと町民の皆さんのために何に困っているのか。やっぱり生活費なのです。外に出ました。光熱費がかかります。

食費がかかります。物が無いから、物を入れるものを買います。前にもらった100万円の仮払い、仮払いに対してだって、私は断固あれは慰謝料とかそういうものではなくて、あれはお見舞金だと思います。今まで住んでいた場所に100万円ぐらいでは足りないようなもの家具から何からあるのですから、そういうことをちゃんとはっきり言って、生活補償をしてもらわないとどうしようもないと思います。

東京電力さん、聞いていただくと一番いいと思いますけれども、普通の会社だったら業務上過失致死ですよ、こんなの。あげくの果てにうちの町民だけでも三十数人移動中に亡くなったりいろいろしていますよね。殺人までつくのではないかって、本当なのですよ、実際。そんな中でこれ以上犠牲者をふやしたくない。生活の安定化をせめてしてほしいという意味では、私はこの支援の依頼、業務内容というのを見たときに、生活補償というのを書いていないので、逆に言えばそういうことを先にやってからではないと、こういう問題進めないと思うのです。進めないと思うからこそ、これちゃんときちっとしたものをやっていただきたいと思うので、町民全員が今補償を出してお金もらった人も、みんな最後にはちゃんと同じような補償をする。賠償を受けられるような方向性に持っていかなくてはならないので、この案に関しては私はまだ早いと思います。この前に、やっぱり補償を決めてほしい、生活補償を、生活賠償を決めてほしいと思うのです。これも確かに必要ですけども、生活賠償のほうを考えてからやるのが私は急務だと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） それも含めてやっていかないといけないということですので、何かにしても、その生活補償あるいは見舞金ということも今まで出ていませんでした。だから今後、そういうものも含めて大いに検討しながら要望、要求、そして先ほど中立と言いましたけれども、それはふだんの話であって、我々の味方になるということになれば味方になってもらわなければなりませんので、大いに専門家の弁護士さんの相談にのっていただいて、いずれこの問題も含めて、やはりどこかで始まらないといけません。したがって、言われる賠償、請求書様式の賠償でなくて、今言われた、以前に仮払いされたものが、精算してしまうと手元に残らないというようなことがあってはならないと思うのです。それから、精神的障害で10万円、半年過ぎると5万円、これらも我々のこの苦しみを理解されたものではないと思っております。したがって、今言われたことも含めて、今後やっていこうとしていることなのでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 今、現時点で、紛争審査委員会に申立書という出し方もあります。それに弁護士使ったらいいの、使わなかったらいいの、弁護士を通じて紛争審査委員会から、中立ということですけども、弁護士を立てて東京電力さんとの間に入って話して話せるような窓口が今あるのは多分ご存じだと思います。その中で、今35万円の慰謝料、半年過ぎなくても35万円ですよ、過ぎても35万円ですよというのが、大体そのぐらいがあればしょうというので、出て闘っていらっしゃる人も

います。3回だけの話し合いです。3回だけの話し合いで、さっき出ていたのは、私的に言うと、もっとこの弁護士を使う前に国の先生、国策だったのですよね。私は原子力発電所は国策だと思っています。東京電力さんが言っている。今、罪のなすり合いをしている。本当に被害者の話を聞かない。きょう出てきた上位法、この前も出てきた上位法で、普通だったらこういうふうなときに、何にもわからない人が決めている法律よりも、本当に避難して大変な人たちの話を聞かないという、もうこの国の制度もおかしいなと思うぐらいですけれども、その中でやっぱり弁護士もわかるのです。弁護士の前にもっと立ち上がってやれば、町民の方も協力してくれると思うのです。東京電力さんでも国会でも行って直談判するぐらいの話をしないと、法律法律って時間ばかりかかる方向では、本当に余り何か進むのかな、進んでいるのかどうなのかというのが見えないと思うのです。だからそういう取り組みもしなくてはならないと思うので、今現実にもう仮設、借り上げとかそういうところに出て、本当にお金かかって大変だという人がいっぱいいるというのをやっぱり加味してもらった町の動きというのと、町民の話を聞いてほしい。聞いてほしいし、もちろん町民のために一生懸命やっていただきたいと思います。

ただ、弁護士、弁護士というのもわかります。これもわかります。わかりますけれども、その前に何かやらなくてはならないことがあるのではないのかなと私は思いますので、ぜひとも町民との話し合いの場を持って、町民意向の町としての交渉をぜひしなくてはならない。それでだめならば、町民の皆さんと陳情でも何でもみんなで行ってちゃんとやってもらわなかったら、これ以上の犠牲者は、私はもういろんな犠牲になっている人がいっぱいいますので、亡くなった人もそうですけれども、子供たちの犠牲になっている部分をよく考えていただきたい。そこら辺を考えながらこういうことを考えていていただきたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まことにそのとおりであります。この議案が通過していただければ、速やかに弁護士の皆さんと町民の皆さんが直接対話をして、町民の皆さんが何を望んでいるのか、何を悩んでいるのか、どうしてほしいのかという話し合いの場を始めることができます。速やかにそういう意見を聞いて、これはだめですとか、これは聞けませんというのでなくて、町民の皆さんの意見を本当に表に出して、そして要求していくような取り組みになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。また、国あるいは国会政府等もありますが、そちらのほうにも返す返す要望行為はしております。週に1回ぐらいは行っているような勘定になるぐらい要望行為はしておりますが、やはりそれはわかりましたということではほとんど今のところ推移しております、これもまた国会審議が終わらないと、あるいは3次補正の中でというような話がありまして、まだ3次補正も決まっておられないわけでございます。行けば必ず3次補正で見ようにしますと言われております。見られている部分もございませぬけれども、この賠償問題等についてはやはり具体的な数字を上げて要求していかないと、マクロ的に言ってもだめだと思います。これから町民の皆さんとじかにどういう要求をどのぐ

らいしたいのか、早くヒアリングをして、それをまとめて議員の皆さんとしかるべきところに訴えに行かなければならないと、そんなふうにも考えております。よろしくご理解をいただきたいと思ます。

○議長（清川泰弘君） 11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） 同じ委託料の中で、先ほど全協で説明、健康福祉課長からいただいた仮設住宅緊急携帯の件です。双葉町にいるときは75人くらいだから100台用意すればいいということの説明だったのですが、今、先ほど言うように全国に避難しているわけです。その中で避難してから障がい関係を受けたり、またはそういった状況の中で、それを新しくそういった方たちの認定、これはどのようにして認定していくのか。そこに対して今どういう把握しているのか。例えば生活保護者等も多分避難していると思います。それはもう県がやることだからいいのですけれども、ある程度町がどの程度把握しながら、そういう避難先での障がいというか、もうあらかた1年近くなるので、やっぱり体調を崩しながらそういう状態になっているのを町としてこれをきちんと把握できているのか。あくまでも100台は、双葉町にいるときの75人くらいの件数で100台という予算を組んだということは先ほど全協で聞いたからわかるのですが、そこをやはりきちんと調査しているのか、どういう高齢者がどこに行って、私の知っている人が前に1回会って、新潟に行っていて、新潟の民間の施設にお願いしてケアで行ったらお金取られたということで、役場へ電話して向こうの施設と話してくれと。お金のかからないようにしてくれと。それ民間ですから、やっぱりかかるものはかかると言われたということも1回ありました。だからそういう調査をきちんとしているのかどうか。その中で、この携帯が県外のそういう人たちにもきちんと配布できるようにやる計算なのか、これは健康福祉課長が先ほど全協で説明したので、ここをちょっと聞くの忘れたので、そこを答えていただきたい。

もう一点は、今、菅野議員が、原子力発電については熱く町長にお話しされて、同じことの繰り返しになってしまうところもありますが、やはり9月から始まって、この損害賠償、東電さんから。双葉町の場合は、町長の一言で要らないと、説明しなくていいよとで、やっていますね。やっぱりすべての町民は期待しているのです。町はどういうふうにしてくれるのか、どういうふうな損害賠償の形をとって、我々に今現在提示されている金額よりもいい金額が来るのかということで期待しています、正直言って。それは間違いありません。

今さっき、菅野議員の説明の中で弁護士という話で説明を受けたのですけれども、やっぱりその中で町としてこれまで町民からどういう、いろんな人によって違うと思うのです、補償の内容が。その内容を町民と弁護士さんが話しする前に、やはり町民からしっかりとアンケート、どういうものが納得していないのか、例えば先ほど仮払いの中の100万円も出ました。あれについては1件100万円。極端な話、あれを引くなんていうのは大間違いなのですよ、正直言って。あれは逃げたときの慰謝料なのです、正直言って。そういうこともやっぱり入ってくるわけです。そういう聞き取りをきちり町もして、その中でやはり町も弁護士さんにすべて任せるのではなく、今まだ予算通っていない

ですけれども、その中でやっていくような体制の調査をしているのか。それと同時に、また同じことになるが、県外これで42まで行っているのに、そういう人たちの声はどこで聞くのか、その人たちはどこで相談受けるのか、加須にいる人は加須でできるかもしれない。仮設は仮設でできる。では、沖縄にいる人はどこでやればいいのか。飛行機賃かけて来るのか。北海道にいる人はどうするのか。そこまで考えた中で、これはきちっとしたものを考えているのか、この辺のところについて健康福祉課長と町長のほうでこれ説明をちょっとお願いします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まずもって健康福祉課長のほうからさきにお尋ねの件は説明を申し上げます。その後には私のほうからご説明を申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 佐々木議員のご質問にご説明を申し上げます。

緊急通報システムの利用者の要件といたしまして、ひとり暮らしの高齢者、ひとり暮らしの重度身体障がい者、高齢者のみの世帯というふうになっておりますので、これら対象者に対して周知をするとともに、広報等を使って周知をしたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

まず、町民の皆さんの声ということであります。これはただ弁護士にゆだねることなく、町としても当然入って、プライバシーの部分は、これはご本人の要請によれば外すこともありますけれども、可能であれば入って話を聞かせていただきたいと思いますし、またこれからどういうことをこういうふうに考えていますよというモデルも今用意していますので、モデルを提示しながら、町民の皆さんに個人対個人になるのか、集団的な説明になるのか、それもケース・バイ・ケースありますけれども、いかに町民の皆さんに優しい伝わり方がされるかということは今考えておりますので、よくよく理解されるようなご説明を準備しております。遠く離れた町民どうするのだ。もちろんこれもこちらにいろいろありますが、どこにいろいろと同じく対応できるように考えております。まず初めての例でございますので、いろんなことが当初あるかもしれませんが、やはり大事なものは、先ほど申し上げましたが、加害者と被害者の立場が逆転するようなことのないように、100万円の話をしましたけれども、我々勘違いしておりました。あの100万円が精算されるなんて夢にも思っていませんでしたけれども、あけてみたら相殺して、精算して、取り分がないという話も出るようですので、全く我々が放射能まみれになりながらも避難した思いが、紛争審査会では全くわかっていない、わかろうともしない、こういう状況でありますので、紛争審査会が我々が頼んでまずもって審査をしたわけでなくて、だれに頼まれたかわかりませんが、もうああいう基準をつくってしまったことも含めて、我々は正当な主張をしていきたい、そんなふうに考えております。行政がこうむっている損害も、本当に莫大なものであり

ます。住むところを失って、住む地域を失った者にしかわからない部分も大いに外部に訴えながらも、今後頑張っていかなければならない、そんなふうを考えております。それにしても実数を押さえることも必要でありますので、まずもってこの議案を可決させていただきたい。そして、速やかに行動をとりたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） 健康福祉課長、ちょっと私の説明が悪いのか、1つだけ答えてもらえなかったような気がするのですけれども、要するに避難先でそういう障がい者だとかそうなった場合の認定はどこですのかということをやったのです。認定してもらおうと。認定審査会ってありますよね。町にもありましたね。今度、そういうところは、その県外の市町村に町からお願いしてやってもらう。新しく出てきますね、長くなっているのですから。そういう家族が出てきます。そういうのをどういうふうにするのだと。私、聞き方間違ったのかな。そこのところもちょっと答えてほしい。県に任せるとかどうですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 紛争審査会の中身ですが……

○議長（清川泰弘君） 違う。町長、ちょっと待ってください。

○町長（井戸川克隆君） ごめんなさい、介護認定の話ですね。申しわけありません。言葉を訂正します。

介護認定は、やはり双葉郡が避難していたために開始がおくれまして、たしか9月から双葉郡として開始しております。しかし、なかなかまだ全員までいっているかどうかわかりませんが、認定審査会が立ち上がってやっております。これだけは今お話しできますので、そういうことです。

○議長（清川泰弘君） 県外の話だから。

11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） 広域でやっているのもわかっているわけ。ただし、県外に行って、例えば、では例を言うと、北海道に行っていて、北海道で体がそういう状態になったと。では、それを認定するときにはどこですらうのですかと言っている。こちらから広域が行くのか、それともその北海道の市町村にお願いして認定してもらうのか、そこを聞いているのです。それを把握していないでしょう、今現在そういうところは。だって人間の体だから、半年も1年も2年たったらどうなるのですか。丈夫な人も認定してほしくなる可能性が出てくるのです、早く補償くれればよかったけれども、こんなもの今まで騒いでいるのだから。だからそれをどういうふうに町はお願いしていくのですかと、避難先の県外の市町村に対して。それを聞いているのです。

○議長（清川泰弘君） 県外のこと。

○11番（佐々木清一君） ちゃんと答えて、3回で終わったのだから。

○議長（清川泰弘君） どなたが。県外だからね。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 佐々木議員のご質問にご説明を申し上げたいと思います。

若干、ちょっと今の確認させていただきたいと思うのですが、确实なところをお答えしたいと思いますので、大変申しわけありませんが。

○11番（佐々木清一君） 私、手挙げられないけれども、だから100台で間に合うのかと言ったのは、そういう人ができても、県外でも携帯は使えると言ったでしょう。やりようないでしょうと言ったのだから、それがわからなかったら。

（「休憩」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時11分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

健康福祉課長、竹本君。

○健康福祉課長（竹本良一君） 佐々木議員のご質問にご説明を申し上げます。

身体障がい者の認定区分の仕方ではありますが、該当者から医師の診断書を双葉町のほうに送ってもらいます。それを県の身体障害者総合福祉センターのほうで程度区分の認定をしていただくというような認定の仕方になっております。なお、100台でどうかという問題につきましては、不足した分については今後予算補正等もお願いをしたいというふうに考えています。

以上です。

○11番（佐々木清一君） わかりました。いいです。

○議長（清川泰弘君） 8番、伊澤史朗君。

○8番（伊澤史朗君） 13節委託料についてご質問いたします。原子力損害賠償手続業務委託料、これ5,000万円出ていますけれども、3月11日の東日本大震災の原因によりまして、福島第一原子力発電所の事故によって我々は避難してきたわけでありまして、今回、この5,000万円の予算の計上がありまして、今回の賠償に対していろいろお困りの町民が多い。そういうことで町としていわゆるそういった困った人たちを助けるため、救うためにやりたいというような、大体そういったような趣旨だったように午前中の議会全員協議会では町長の説明があったように思います。

今回、町長、町としてこの賠償の業務手続き委託ということは非常にいいことだと思います。しかし、今回、この原子力の被災で避難しているのは、私たち双葉町民だけではないのです。いわゆる警戒区域の中になっているところ、警戒準備区域、自主避難等々、また風評被害、いろいろなもので被害を受けている、福島県内だけではなく、ほかの県外にもこの被害があるわけです。そういった場合、特に今回の国のエネルギー政策によって我々は協力しながら、住んでいる住民には安心と安全を担保

するということをエネルギー政策大綱の中でうたっているわけですが、そういうことが何ら担保されることなく我々は今こうやって避難生活を強いられているわけであります。

そういったことで、この5,000万円の予算についてであります、この中身に関してというよりも、私ちょっと一番心配しているのは、双葉町単独でやることに対してです。今回、この避難している、いわゆる被害を受けている住民というのは双葉町だけではないわけです。少なくとも私たちの双葉郡内、警戒区域内、そして今度決起集会があると言われている13市町村ですか、そういったものがあるわけですので、ほかの少なくとも双葉郡内の原子力所在4町、双葉郡8カ町村が連携をしてこの賠償を闘っていかなくてはならないと思うわけです。ですから、今回この予算出てきましたけれども、町長は今双葉郡内の町村会の会長もやっておられます。そういったことで郡内の各首長さんにもこの考えをお示しをして、共同連携すると、していただくと、みんなで手を取り合って、今回避難している双葉郡民、双葉地方の人たちのためにこの賠償をしていこうという考えがあるのかなのか、それとそのことをきちっと連携していくことができることが可能であるか。可能であるかといいますか、私とすれば、それをぜひ実現していただきたい、そのように思っておりますので、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 伊澤議員のご質問にお答えいたします。

今、避難をしている福島県の市町村は13市町村がありまして、この13の市町村長の連絡協議会があります。この中で弁護士さんを招聘して、担当課長の勉強会を何度もしてきておりますが、やはり何をやっていいかわからないというところでとどまっているのが現状であります。したがって、本日可決させていただければ、この実例を13市町村協議会の中で取り上げて、ぜひとも連携を図って共同行動していきたい、しなければならぬと考えております。相馬地方の市町村のほうからも、何か連携してやりましょうという申し入れも実は受けておりますので、この実例、前例をもっともったいいものに変わるのであれば協議を進めて、一大、大きなかたまりとしてやっていきたい、そのように考えております。13市町村協議会に来る担当課長さんも、本当に情報に飢えているような状態でありまして、今後多くの弁護士さんのご指導あるいは実例をお聞きしながら、我々はこんな目に遭ったけれども、何とかおさまったと言われるような行動を目指してまいりたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 8番、伊澤史朗君。

○8番（伊澤史朗君） 今の答弁で、もっと踏み込んだ質問をさせていただきますけれども、少なくとも郡内8カ町村のいわゆる町村会の会長です、今の町長は。双葉郡内をまとめ上げて、双葉郡内の首長と一致団結して、連携してこのことに当たるという約束をしていただけますか。私の政治生命にかけてやると、そのぐらいの決意を私はこの席で伺いたい。よろしく申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 日々そのつもりで邁進しております。今言われたように、郡内8カ町村民

に限らず、心ならずも家族がばらばらになったり、職場を奪われてしまった、住むところがない、心をいやす自然環境もない、いろいろなないない尽くしの環境にありますので、ぜひともみんなでこの問題に対処していきたい、そう考えております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 同じ質問です。とりあえず町長、今の答弁、1町でやろうとしているのに、8カ町村会まとまってやるのだなんて言っていたけれども、今、町長は1町でやろうとしている。これは1町でやろうとしても、あと7カ町村はそれに追随いつするのか。だけれども、町長、ふろしきを広げるのはいつでもできるから、13市町村なんて言わないほうがいいですよ。温度差どれだけありますか、町長。我々のところは除染なんて言ったってやれないのですよ。ところが、向こうのほうは、あれ除染と言わないで水洗いだよね。やって、それでよかったよかったって言うような人たちとなぜ一緒になってやらなければならないの。13市町村なんて、そんなふろしきは後でも、8カ町村でとりあえずできたら13でも15でも広げてください、とりあえず。

それから、この5,000万円の費用をとって弁護士さん、中立な弁護士さんは要りませんからね。弁護士というのは味方になってくれる人を弁護士というのだから。この東日本大震災に関連して、ここにまず議案書、総務課長、原子力だけではだめだからね、これ。一々文句言うようだけれども、原子力ってこれに何をしろと。原子力発電所の事故ですから、この説明資料のほうがよくどうまくできている、こっちのほうだ。議案書はだめだ。

5,000万円、これは1億円になるはずなのです、50%だからね。だから先ほども言いましたけれども、この損害賠償手続に関する条例をつくってください、まず。町の法律ですから、もう済んでしまった、請求書を出してしまったという人も、これはちゃんと救済する方法は町の法律しかないはずですから、1億円使う予算の中でどういうふうにして使うか、何を目的にするのかということがもう決められていない1億円の使い方というのは私はあり得ないような気がします。まず損害賠償をしていくために弁護士さんを雇うのもいいでしょう。だけれども、1億円かかれば、少なくとも3億円、5億円のものに戻ってこないと納得しませんから、ですから無駄な使い方、変な使い方はできないような決まりをまずつくる。これは町の法律ですから、あとは皆さんが言っているように、できれば連携する隣接町村があればこんな心強いことはないはずですから、これは町長のやり方で、ああ、双葉の町長のやり方はいいな。おらも一緒になってまざってやっぺという人をつくってください、とりあえず。13はいいから、13は。とりあえずちょっと郡内8カ町村だって、温度差のあるところ外れのほうにもいるから、だから本気になってこれに取り組む仲間づくりはしてください、町村会長としても広域圏の管理者としても。ですから、私の言いたいのは、町の法律をつくってください。無駄な使い方はしない。目的はこれですとちゃんと決めて1億円使うことだったら私はいいと思います。だけれども、1億円使って1億円しかなかったわでは、これはとんとんですから。弁護士頼んでもこれだけかいと言われるから、ですから3億円、5億円が入って、町民の皆さんが喜ぶような使い方をする1億

円にするために町の法律をつくる気があるのかどうかお聞きします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

まずもって温度差あるのは事実であります。放射能の濃度に比例するような温度差があるのも事実であります。しかし、やはりこの問題については、限りなく努力をして、数多くの町村の参加を求めてまいりたいと考えております。また、今言われるような無駄な使い方、これは決してできません。双葉町はよそより比べると借金がいっぱいあります。1人頭になると相当な借金を抱えながらも、こういう決断をするということはそれなりの重い思いの中でやるわけでございますので、何らかの今からちょっと調整しまして、言われるような条例等を設けたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 調整して考える。私は、町長の今の気持ちを聞いている。これ、町長、この議案、今私ら採決とられるわけですから、だから調整して考えると言ったら、私らはこの議案調整して考える時間くださいというふうになります。考える暇ないから、町長、これ我々に認めてくださいと出しているわけだ。だからそういう趣旨のはっきりした1億円を使うのですというような町の法律、条例でも規則でもいいです。そういうものはしっかりしたものをつくる気がありますかと聞いている。調整だの猶予はないです。きょう、私らもこれ手挙げて決めなくては。その考えあるかどうか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） はっきりお答えいたします。つくります。

○議長（清川泰弘君） 5番、岩本久人君。

○5番（岩本久人君） 13の委託料、原子力損害賠償ですけれども、同じような質問になりますけれども、この弁護士に5,000万円を使って1億円まで上乘せする可能性もあるといいます。だからこれを成功をさせるそういう町長のはっきりした覚悟というのですか、それをお聞かせいただきたいのです、はっきりしたことを。町長は、これ損害賠償の説明会を要するに中断させて、町民は本当に不安に思っているわけですから、そして何か町長は妙案がないのかなってみんな思っていたわけです。こういう町長もいろいろ考えて今回予算を5,000万円出したということで、これ本当に期待すべきことだと思うのです。ですから、その覚悟を町長、ぜひここで述べていただきたい。そして、8町と連携してこれから損害賠償に対して、もちろん会長になっているわけですから、8町で取り組んでやるといふふうに、それもはっきりした確約をお願いしたいと思えます。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 岩本議員のご質問にお答えいたします。

先ほど伊澤議員と谷津田議員にお答えしたとおり、しっかりとやっていきます。

○議長（清川泰弘君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 災害救助費のまず旅費、普通旅費なのですが、244万5,000円、あと新聞購買

料200万円、あと修繕料100万円のご説明と、今皆さんと同じなのですけれども、その5,000万円が1億かかる。それはきっちりそれだけ使われるのであれば成果等も当然出していただきたいのですけれども、先ほどの町長の答弁で1つひっかかる場所があるので質問させていただきますが、東電の社長が来て説明会をしろと頼んだのですが、まだ来ていないという答弁でした。そのことに対してこの委託料を上げたとしていいのか、それともそれは関係ないという答弁なのかそこだけお聞かせください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） この委託料と東電社長が来られるのとは全く関係ありません。

○議長（清川泰弘君） 総務課長、武内裕美君。

○総務課長（武内裕美君） 高萩議員のご質問にご説明いたします。

まず、旅費でございますが、これにつきましては福島支所が開設されたということで、今後連絡等の旅費が出てきます。そういった関係で計上させていただきました。

○議長（清川泰弘君） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（大住宗重君） 高萩議員の質問にご説明申し上げます。

新聞購読料でございますが、これは福島支所ができるのに伴いまして仮設の集会所にも新聞を送る予定でございます。それから、埼玉の支所のほう、避難所ということで、情報が少ないということもございますので、福島の新聞と、それから埼玉、こちらのほうの新聞を送る予定でございます。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 高萩議員の質問にご説明いたします。

修繕料であります。これも福島支所開設に伴って、今後修繕すべき部分が出てくるかもわかりません。そのための予算ということでとっております。急遽は直せますので、予算だけを計上させていただくということでございます。

○議長（清川泰弘君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 普通旅費と修繕料はいいですが、新聞の購読料についてなのですけれども、仮設の集会所とか借り上げされている方とかいますよね。そういう方との不平等感とかそういうのがあると思うのですけれども、ちょっと町長にお答えしていただきたいのですけれども、その辺どう考えるのか。仮設だけ何か今もどちらかという厚くされているのがあって、実際に借り上げされている方のほうには情報何も来ませんと、そういうお声もいただいているので、だから新聞、ちょっとそういうお考えなのでしょうけれども、やっぱりその辺平等にしていきたいなと思うので、よろしくをお願いします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 高萩議員の質問にお答えいたします。

本当に平等にやるのが原則であります。しかしながら、実際は平等ではございません。本当にこの平等の扱いは、双葉町に限らず県内でも各首長同士の話になるとよく出てくる話でございます。なかなか難しいところでありまして、できる限りの対応をしていきたいという中で、集会所を利用した形のコミュニケーションづくりという部分もございまして、あと集会所に借り上げの方がやはり近隣の方が来るのです、お茶飲みとかに。借り上げにしていると、もう本当に孤独で耐えられないということで、集会所に来られるケースも結構あるものですから、そういう中でご理解いただくしかないのかなと、そんなふう考えております。

○4番（高萩文孝君） いいです。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 済みません。18の備品購入費、サーベイメーター、これ15セット、空間と普通のあれと買うみたいですが、何で補正今ごろなのか。それと、これは15セット買ったなら、とりあえずすぐ町民にこれお貸しになるのかどうなのかと、あと今、騎西高校にあるサーベイメーターのセット2セットありますが、最近いつ使ったのか教えてください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員のご質問に住民生活課長からご説明を申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 住民生活課長、渡邊君。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 菅野議員のご質問に対しましてご説明申し上げたいと思います。

18節の備品購入費でサーベイメーターですが、先ほどご説明したとおり、現段階で15セットの購入を予定しております。こちらの15セットにつきましては、主に福島県内での環境放射能の測定、それから要望があった場合の臨時測定等に予定しております。その運用方法につきましては、今後の福島支所の体制、それからこちらの埼玉支所の体制等も含めて、講習会、それから運用規則、それから管理規則等も含めてしっかりやっていきたいと思っております。

それから、一般貸し出しにつきましては、空間放射線量率のほうの機器については、今後どのくらいの要望があるかわかりませんが、支所のほうで一部対応を検討していきたいと思っております。

それから、最近ですか、こちらの埼玉支所のほうの測定機についてなのですが、一応暫定測定として職員が使ったのは10月8日に一度使っております。その後、試験的に空間の線量率について事務室等で電源関係のチェックでちょっと点検等を行ったケースもございまして。

以上であります。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 1つ、貸すのか貸さないのかというお話は聞いております。つい先日、小さい子供がいて、物を持ってくるのにそれを貸してくれないかという話をしたときに、検討するのではなくて、そのときには住民生活課長、私に言った言葉覚えてますよね。これは公用車と同じ扱いだ

という話を私聞きました。公用車と同じ扱いであれば、職員しか使えないですよ、これ。それで、職員に何人その放射線を測定できる資格を持っている方がいるのかお伺いします。

それと、それだけ人数いるのであれば、15セットという、要はなぜ15セットなのかその概要を教えてください。

それと、ある場所で放射能が高いですよという話をしたときに、これ10月8日以降です。8日以降だと思いますが、そこの場所をはかってくださいと言ったときに、要はここから行って、その機械は使わなかったということですよ。この機械は使わなかった。はかったのか、はかっていないのかをはっきりしていただきたいのと、それとここにあるサーベイメーターは何かあったときのために置いてあると言いましたけれども、2セットも置いてありますよね。ここは町長が安全だからということでは私たちは来ているので、ちょっとサーベイメーターが欲しい根拠も教えてください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員のご質問で、サーベイメーター何で必要なのだということですが、県内に3,000名以上住んでおります。そこの迅速な計測を図るために、主に福島支所に置いておいて、各連絡所の中で運用していくために用意したいと、そんなふう考えております。いつ何どき、どういう形でも使えるような形を目指したいと考えております。あとは住民生活課長からご説明申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 菅野議員の再質問にご説明申し上げます。

貸し出しにつきましては、今後購入するその機械の取り扱いについてどの程度の技術的なものが必要かどうかによっては検討したいというふうに考えております。簡易測定的なものであれば貸し出しも可能だと思いますが、ただ今回の補正予算で計上したのにつきましては、かなり高価なセットを予定しておりますので、これが必ずしも予定した機械ですか、設計書どおりの機械になるかどうかは現時点で納入時期あるいは機器の種類などについてもまだ正式決定しておりませんので、設計あるいは購入契約の段階で貸し出し可能な機械であれば、一応職員の利用を考えて貸し出しも考えていきたいと考えています。

それから、職員での放射線管理士の資格の有資格者は何人いるかということですが、現在、講習会を受講した職員はおりますが、正式な資格として取得した職員はいないように聞いております。

あと、15セットの台数の確認なのですが、福島支所ですか、郡山市に大体県内仮設住宅の拠点として福島支所を考えておられて、そこを測定の一応基地として考えて、そこから各仮設、それから途中のポイントポイントの測定などに展開した場合の数を考えまして15セット程度が適当ではないかというふうに考えております。

あと、先般、話しのありました郡山の仮設住宅での空間線量率の測定なのですが、こちらにつきましては随時浄水場のほうで測定を行っておりました。その結果と、あと私のほうで一応現地に赴いて

暫定的な数値も一応確認しております。

以上であります。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 聞いたことに対してお答えしていただきたい。町長の答弁、ありがとうございます。町長の答弁、私一番最初に言ったことのお答えがないから、それをなぜ今の時期かということを行いました。それは今ごろでは遅いということを私は示しています。前日も、9月議会でもそれは言っていました。それこそ本当に町民の生命、財産を守る。財産を守れない分生命を守るために、それこそ私は専決でやってほしい事項だと思います。ただ、遅いという意味でそれは言わせていただきました。

あと、住民生活課長に先日言われたことで、公用車と同じ扱いだ。公用車と町民の安全であれば、私は町民の安全のほうがよっぽど大事だと思うのです。とうとうお貸しにならなかった。今度は貸すとか、要綱決まっていなくて。これ補正出して要綱決まっていなくてこれどうするのですか。先ほど先輩議員も言いましたけれども、要綱もある程度決まらないうちにこうやって出されたら、別の問題かもしれないですけども、予算つけたら、あと何でもありになってしまうではないですか。説明聞くために、ちゃんと説明できるからこそ私たちこうやって決議できるわけですよ。今の話では、ちょっとふらふらしていますよね。何をかうか、これも予算の関係上わかりませんなんて言われたら、これ賛成したくても賛成できないではないですか。

それともう一つ、確認したというのは、郡山のある仮設ですよ。町民の方から言って、浄水場でやっているのわかります。部屋をちゃんと確認してください。10月8日以降やっていないということは、やっていないということではないですか。やったら、ちゃんと町民の方とかほかの仮設もちゃんと常時1カ月に何回とかやってくれるという話、約束したところもやってもらいたいというので、このサーベイメーター15台も大丈夫なのですかという話をしているので、これはちょっと納得いく説明をしてください。

（「あれは浄化センターだよ。浄水場でないよ。」と言う人あり）

○6番（菅野博紀君） 済みません。浄化センターです。間違いでした。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 遅いというご指摘、これは大変申しわけないということでおわびを申し上げます。この15台の使い方、まことに本当に資格ということもありますので、これからどんどんその資格者をふやしながら、県内の各地域の町民の皆さんの安全確認のために前向きに使うようにしたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 今の課長と町長の説明で、サーベイメーター要らないのではないですか。これ今の時期で何をやるのですか。町には2台あると言ったよね。これは毎年予算で更正かけている

のだよね。その2台はフル活用しているのですか、大体。毎年予算に計上して、機器の更正費とっておりました。私も記憶しています。それを満足に使いこなせないで、また15台買って、どこに配備して、どういう人が使うのかも決まっていなくて、決めていない、そういう時期に、1,500万円出して15セットを買います。宝の持ち腐れにはなりませんか。放管の卵、受講でもいいです。講習でもいいです。受けてからにしてください。今2台あるやつをフルに使う。それほど飛び抜けて線量の高いところ、多分今はないと思います。東京電力でも一時帰宅貸してくれます。広域的帰宅でも貸してくれました。Jヴィレッジ行ったら貸します。順番待ちですから、なかなか帰る時期が遅くなって、ですから確かに計器の少ないのはわかるのですが、あってもだめなのです。それを使いこなせる人がいないと。そして、それを公表しないと。

今の課長の答弁聞いていますと、貸さないとしたり、今度は貸します。町長、課長の答弁で町長貸しますって、自分で貸す貸すって思いましたか、課長は貸し出ししますみたいなことを言いましたけれども。これ本当に筋を通して決めておかないとだめなのです、その場その場では。だから担当者に決めろと決めさせて管理運営をさせないと、あっても使いこなせなかったり、使わなかったりしたらば無駄遣いということになってしまいます。どうですか、町長。買い入れるまで、1,500万円予算使って15セット買って、品物が来るまで養成できますか、職員。放管の卵つくりますか。お答えください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） これは県内に住む町民の皆さんの要望でもございますので、ぜひ用意をさせていただきたいと思います。また、この発注に当たって大変納期もかかると聞いております。その間に講習等を積極的に受けさせて、その人員確保をしていきたい。いろいろまだまだ放射能についての取り組みが当町は避難していたために遅い部分がございますので、いろいろとこれを利用しながら、町に戻ることも多くなるのではないかなと、そういう見込みもございますので、町民皆さんの安心のためにぜひこれは用意をさせていただきたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） あったほうがいいことは私も十分認識はしています。ですから、東京電力、社長出てこいと言って、来ないからってへそ曲げていないで、東京電力へ頼んで、ちょっと教えてくれよって教えてもらってください。私らの一時帰宅のとき借りていきました。こうやるのですと言われてただけで自分でやりながら、満足ではなかったけれども、でも高いか低いかわらなりました。ですから、この方の会社に頼んで、だから社長があいさつに来ないとか説明に来ないとかというのは、それはそれとして、会社もこういうことでは協力してください。機械が早く納入できるのであれば、納品が早いのであれば、なるべく早く、全く数字の公表というか公にやらない限り、自分たち役場内でそのデータを共有するだけだったならばそんなにプロにならなくても何とかなるような気がしますから、これはやっぱり原因をつくったところに協力させるのが私はそれほどだめとは思っていませんの

で、やったほうがいいと私思っているのです。ですから、機器があつて、使いこなす人間がいないではだめですけども、いるようにして、有効に使うというのであれば、それはそれで私はないよりはあるにこしたことはないわけですから、それだけ恐怖心から逃げるということに関してはできますので、ですからとりあえずどういうふうにするのか、だれが管理するのか、そういうことをちゃんと決めてください、とりあえず。仮設住宅の運営、自治会長さんに預かってもらうのか、そういう人に計測のやり方を習得してもらうのか、そういうのも含めてまず15台で1,500万円、100万円、セットで100万円を預ける人がいるとすれば、そういうような公用車と同じ扱い、100万円の公用車預けるみたいな状況になるわけですから、ちゃんと管理まで含めてまずやるというふうなことでお答えください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） しっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） このサーベイメーターなのですけれども、町長、これ普通だったら必要ないのだ、我々。これ1,500万円、一般財源だよ。これ一般財源でしょう。1,500万円、さっき菅野議員言っているとおり、生活費に回したほうがよっぽどいいのです。これ一般財源なのでしょう、ここにそう書いてあるから。これ東京電力に出してもらったら、だってそこが原因でこれ必要なのだから。普通なら要らないのだもの。出してもらうことできないのですか、これ東京電力に。1,500万円のサーベイメーター。機械でもいいのです。お金でなくて機械で出してくださいと。これ1,500万円を生活費に回したほうがいいですよ。どう思いますか、町長、これは。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） この1,500万円は、特別交付税で後で充当されます。

○議長（清川泰弘君） 11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） 特別交付税で来るからといっても、町長、何もこれに使うことないでしょうって。このために、これを申請して特別交付税で来るの。そうではないでしょう。サーベイメーターを買うから特別交付税をくださいとやったわけではないでしょう。だから考えてみると1,500万円、大変な金ですよ、今双葉町は。本当に生活費に回してほしいです、その金あったら。谷津田議員は納得しておると言ったけれども、5,000万円もあるし、これもあるし。これ東京電力に機械でいいから出してくださいと、10台でも15台でも。そのくらいの要請して借りてもらえばいいのだよ、もらわなくもいいから。そのくらいの要請できませんか、町長。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 今、町としての損害賠償の段取りをしているところでございます。当然この事故がなければ必要のない金額でございますので、そちらのほうにのっけていきたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 5番、岩本久人君。

○5番（岩本久人君） サーベイメーターですけれども、仮設が県内に8カ所ということで、なぜこれ15台も必要なのかなというふうに思うのです。

（「15セット」と言う人あり）

○5番（岩本久人君） 15セット。1セット100万円というので1,500万円、やっぱり高額なのです。1台の機械をやっぱり機能を高めて職員の方が講習を受けて、福島支所ができていますから、福島支所の中に仮設担当の職員がいるわけですから、こういう方が資格をとって、そして福島県内をモニタリングする。あとは郡山の仮設3カ所をモニタリングする。そして、そういったデータを公表する。そういうやり方をやれば、何も今度は15台の高額なお金で配置する必要もないのではないかとというふうに思うのです。もっと台数とか考えてもらえないかと思うのですが、いかがですか。お願いします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 岩本議員のご質問にお答えいたします。

確かにそこだけで割ってしまえばその台数になりますけれども、やはり移動中の問題とか、よそにまた使う可能性もございますので15台ということで考えましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 3番、野村満君。

○3番（野村 満君） 役務費300万円なのですが、この運搬料、これは今後の支援物資の運搬というように説明を受けたのですが、その中で仮設住宅、そして借り上げ住宅に支援物資を運搬するというようなことでしたが、この中で仮設住宅はわかるのですが、借り上げ住宅への物流の運搬はどのような方法でやるのですか。それ1点。

それから、委託料、原子力損害賠償手続手数料の5,000万円なのですが、これ最後まで完全にやると1億円くらいかかってしまうのですが、これだけのお金を投入して、やはりこれ以上のもの、効果が上がらなければこれ無意味なわけでございまして、提案された限りには、やはりもくろみもあったと思うのですが、その中で支援依頼業務の内容、これ5つほどありますが、この中で全国に分散、生活されておりまして、やはりこの業務全部が果たしてできるのかどうか私は疑問なのです。例えば、説明会とかそういう騎西の説明会ですか、これ全国に分散している方にどのような方法でやるのか、仮設住宅とかこういうまとまったところに生活されている方は十分これらの5つの依頼は可能だと思うのですが、こういうものが、あとは弁護団の法的なアドバイス、これをどのような方法でやる計画なのかお聞きしたいのです。やはりみんな平等にやっていただかないと、これ仮設住宅だけの人だけではちょっと全国に分散されている方は今まだ出さないで待っているのです。今か今かと待っているのです。ですから、やっぱりこういう人のために的確なその方法を知らせるべきだと思います。だから知らせるにしてもどのような方法でやるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 役務費については、総務課長からご説明をさせます。

今、賠償手続の業務委託について、全国にいる町民の皆さんも当然考えております。1人だけでない弁護士さんに委託するようになりますので、それぞれの地域でできるような体制の中でやっていきたいと思っておりますので、こちらのほうに集まってもらうことはほとんどなくて、最寄りのところできると考えております。また、効果については、やはり全く知らない方が何やっていいかわからないという文字を見ることでがっかりするような方もおりますので、やはり自分の、本人、いわゆる依頼者の思う存分のところを代弁してもらい、こういうことが大きな効果につながると思っておりますので、悩んで悩んでどうしていいかわからない、そういう思いから、安心して指導していただいて申請をする、請求をする、これだけでも大きな効果につながると思っておりますし、また1人で考えると、全部を、いろいろな事例をわかっている人が見ると、これが落ちていますよとか、これがどうですかという逆質問とか、逆提案とか、そういったこともしながらやっていくと大きな効果につながるというふうに考えております。

○議長（清川泰弘君） 総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 野村議員のご質問にご説明を申し上げます。

運搬料300万円でございますが、これにつきましては町のほうにも今皆様から言われている仮設のほうに優遇されているという声も届いております。そんな関係で借上げの方を中心に支援物資を送りたいということで、現在騎西のほうに物資ございますので、何がということではないのですが、とにかく借上げを中心に運搬していきたいと、支援したいということで考えております。仮設のほうについては、県のほうからの物資がかなり今後もまだ入る予定になっておりますので、やはり借上げを中心に支援したいというための運搬料ということで上げさせていただきました。

○議長（清川泰弘君） 3番、野村満君。

○3番（野村 満君） ただいま町長の答弁の中で、やはりそういう姿勢が一番大事だと思うのです。また、今、提示されているのは、紛争審査会で示している交通災害の慰謝料で来ているわけなのです。ただ、私らは何にも悪いことしていないのです。国に対して法律も破らないし、東電に対して協力をしなかったわけではないし、東電の悪口言ったわけでもないし、こんな目に遭っているのです。これ交通災害の慰謝料だったら6カ月で結局打ち切るのはこれは当たり前なのですが、我々はまだそれからなのです。だから倍にならなければならないのです。12万円の倍、10万円の倍にならなければならないのです。半分になるなんていうのは、これはとんでもない間違いなのです。私はそう思います。だからやはりそういうことをやっぱり弁護団にこちらのほうから逆に提示をしてやらないと、これは効果が上がらないと私は思いますので、そのところはきっちりとやっていただきたい。これは注文つけさせていただきます。

それから、総務課長、支援物資なのですが、やはり仮設を回ってもなかなか支援物資が来ないというのが一般論なのです。ましてや借上げ住宅は全然来ないというようなことが聞かれます。やはり

同じ避難しているのですから、同じ立場だと思しますので、私も一般質問でやらさせていただきますが、やはり公平を欠くようなことでは皆さん納得しないと思しますので、公平性のある物資の調達、支給方法をやっていただきたいと思しますので、この点についてもお願いしたいと思します。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいま野村議員が言われましたように、100対ゼロですよ。本当に明確に100対ゼロと言われておりますが、実態は何か負い目になっているような、何か悪いことしたみたいないな感じで、仮設住宅を見た人が、何だ、こんなひどいところに入っているわという表現された方もいまして、何とも、入っていない外部の方ですけれども、何だこれはという、そういう思いを今しているのが我々なのです。ところが、いろいろ法律をつくったり、紛争審査会の方も我々と同じく仮設に入っている方はいないように思いますが、全く感覚のずれが大きいわけです。これらはやはり大きな声として今後頑張っていかなないと、このままになってしまう。このままにはできない、そういう思いの中でやっていきたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） それでは、次の第4款に移りたいと思します。第4款衛生費。

4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 予防費の郵便料の中身の説明、ちょっとお願いします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 高萩議員のご質問に対しまして健康福祉課長から説明をいたします。

○議長（清川泰弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 高萩議員のご質問にご説明を申し上げます。

予防費の役務費、郵便料についてのおたがしであります。これにつきましては今後、総合健診等を実施する予定になっておりますが、その意向調査、こちらから送る分、そして相手から返送していただく郵便料を考えております。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 実施時期とかそれいつごろやられるのですか、年度内だと思のですけれども。

○議長（清川泰弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 総合健診につきましては、現在、実施医療機関と協議中ということで、県内、あとは全国の都道府県ということになっておりますが、1月をめどに実施をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 間違いなく皆さんに通知をしていただいて、間違いなく1月めどですか、そ

ちらのほうを対応していただきたいと思います。抜けないようにお願いします。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） これ同じ予防費で乳幼児健康診査給付金、どのぐらい対象者がいてこの金額なのか、健康診査ってどの程度のものなのか。原発避難でその関連した検査なのかどうか、内容。

それから、総合保健福祉施設管理運営費で燃料費48万9,000円、どこで使うのですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 谷津田議員のご質問に健康福祉課長から説明を申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 谷津田議員のご質問にご説明を申し上げます。

まず、予防費の扶助費、乳幼児健康診査給付金であります。これにつきましては3カ月健診時に行う股関節脱臼検査の給付金となっております。これまでですと現物払いということでありましたが、今回の避難に伴いまして償還払いということで給付金ということで扶助費にのせさせていただきます。

あと、総合保健福祉施設管理運営費の需用費、燃料費であります。これにつきましては23年3月の総合保健福祉施設に入れました燃料代でありまして、これにつきましてはこれまで請求がなかったわけですが、今回請求があったということで補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 去年のやつを、今何月だよ。出納閉鎖は何月。今、これで認めて払ったの、何月分。おかしな話だよ。請求がなかったから。請求ないというのは、あなたたちが買った納品書があるわけだよ。請求しないほうは要らないのではないですか。しろしろと言って、今度やっと払うのですか、これ予算とって。これ出納閉鎖という、何月だ。去年のやつは今ごろ払っていいのだな。理解できないのだけれども。

それから、これ子供たちだけではなくて、大人の検査はいつやる。あなたたち職員の健康診断はやったよな、ホールボディは。内部被曝検査はやっていない、職員の。やったと聞いたけれども、どのぐらいの人間が、人数が終わっているのか。乳幼児だけでなく、職員のホールボディ検査、内部被曝検査はやったと聞いたけれども、それやったのかどうか教えてください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 谷津田議員のご質問に健康福祉課長から説明を申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 谷津田議員のご質問にご説明を申し上げます。

まず、燃料費の件であります。これにつきましては過年度支出ということでお願いをしたいというふうに思っています。

あと、扶助費の関係でホールボディカウンター、職員はやったのかということではありますが、職員としてはやっておりません。職員としての健康診査はやっておりますが、ホールボディカウンターはやっておりません。ただし、東京の民間の医療機関のほうで、本日、ホールボディカウンターによる検査をやっていただけるということでありましたので、3月に双葉に立ち入りをした職員とか、あとは3月12日以降に残っていた職員について、町民と含めて本日実施をしております。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 町長にお尋ねしますが、私は監査委員から職員だけでなく、町民もやらないとだめだという話を聞きました。内部被曝検査のことです。今、課長の答弁のとおり、職員はだれ一人もやっていないのだ、ホールボディ、内部被曝検査。そうすると、代表監査は私ガセネタかな、うそをついて教えたのか。職員もやるのもわかるけれども、町民もやるべきだ。それはいつときも早くやるべきだ。避難するときにドンと鳴って爆風を感じた、こう言っている皆さんもいるわけですから、その人たちはまだホールボディなんかやったことないですという話です。今、町長も当時、厚生病院周囲にいたという話ですから、どういう人がいたのか、避難する経路も場所も大体同じところを来たような気がするのですが、あそこにいたとすれば、町長はあそこにいましたと。私はあそこにいたけれどもという話を聞いた記憶があるのです。そうすると、やはりあそこで爆風を感じた人は、もうとっくにホールボディ受けてもいいと私は思っているのです。内部被曝検査ぐらいは当然受けてしかるべきと思っています。

代表監査委員は、職員は何人かいたと言ったかどうかわかりません。職員もやったという人もいるから、町民もやらないとだめだよという話は聞きました。特に今言ったような方々がまだやらないとすれば、子供も大事だけれども、あの爆風受けたという人もやっぱり気になりますから、ちょっとそういう人たちを優先的にやらせる方法とかそういう気はありますか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） この問題はまことに看過できない問題でありまして、いろんな場で私は地域の除染と一緒に肉体の除染もお願いしておりますが、県の保健衛生の部長、あるいはその上にも強くずっと言い続けてきております。町長はということを言われるのですが、先にやれるわけないよと、みんな終わってからだと、そんな話をしております。まことにこの国の我々に対する扱いというのは、えらくひどいものだと常々私は憤りを感じております。人数制限などするなと、その希望者には全員、そして日本じゅうに何台機械があるのだと、世界じゅうに何台機械あるのだということを大臣のいる席でも、知事のいる席でも言い続けてきております。残念なのは、私にあの機械を操作する資格も何にもないということが日本の法律の壁であります。それよりも何よりもあるかないかぐらいの検査をさせるぐらいの大決断があつてしかるべきと、そんなふうを考えておりますが、健康な方が我々のことを判断しているこの現実について非常に問題があるということで、大きな会議の中では必ずこの話

をしております。まことにどこで検査しても、必ず福島県立医大のほうに情報が行ってしまう、このようなこともなぜかきっちりと守られておりますけれども、今はそう正確でなくても、ちょっとでも機械が操作できれば診断して、県民の、町民のすべての被曝者のために動くのが国だと、私は大変微力ではありますが、常に話しておいて、谷津田議員の言われることまことにもっともだと、そんなふうを考えております。

今、町では、県の枠の中で毎日県のほうから来てやったり、東海にも行ってやっていますが、人数からいうと本当に少ない人数を割り当てられて、つらい、悔しい思いをしております。何とかまだこれから精いっぱい頑張ってこの検査については早くやるように、しかも検査は今やって、反応しないから異常ありませんということではなくて、12日以降20日ぐらいの間にどのぐらいヨウ素被曝したのかということも計算して出してほしいと、こういう話もしております。非常に残念に思っております。この順番もあるものですから、職員も含めて今限られた順番でやっていきたいと思っております。

また、きょうは、民間の方が騎西高校のほうに来て、東京の方が何人か受けるようですが、ボランティアです。今、多くの国民はこのボランティアに支えられております。公が非常に力が弱いことに残念に感じております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 本当に職員でホールボディ受けた人がいないのですね。もしかして私も代表監査委員も、金の使い方ですらやっぱりホールボディは大事だと、内部被曝の検査は大事だと言っているし、言われていますから、課長、職員ではないですね。

○議長（清川泰弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 谷津田議員のご質問にご説明を申し上げます。

まず、内部被曝検査につきましては、県のほうで、JAEAで検査を行っております。この検査対象者につきましては、妊婦、あと小学生まで……

○10番（谷津田光治君） 職員でいるかいらないか聞いているのだ。それだけ言えばいいのだ。

○健康福祉課長（竹本良一君） 職員の関係であります。JAEAでは職員対象としては実施しておりません。ただし、先ほど言いましたように東京の医療機関、ボランティアで本日実施している部分、あとは先ほど若干私勘違いしましたが、以前の品川で被曝セミナーあったときに、同じ医療機関のほうで5名ほど受けまして、そのうち職員が、2名か3名、民間医療機関でボランティアで検査を受けております。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 健康福祉課長、正確な人数把握しておりませんので、私も正確な人数は把握しておりませんが、職員の中には放医研、千葉の放医研、そちらで何名か受けています。それから、東海に何名行ったかちょっとわかりません。今言うのに、東京の民間のところで講習会の席上で受けております。人数はそれほど多くないと思っておりますけれども、多分その中には、当時厚生病院

にいて放射能のチリをかぶった非常に危険な職員が含まれております。数はちょっとここでは正確には調べないとわかりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 谷津田委員。

○10番（谷津田光治君） そうすると、課長の言うのよりは、言う人数二、三人ということですので、それよりは多いということは確実です。ですから、町長が今言ったように、ドンと鳴って黒いやつがばらばら降ってきたという時点にあの周辺にいた人、またそういう内部被曝検査なり受けていない人が多分いると思います。そういう人は申し出てもらって、ぜひ乳幼児も小学生も大事ですけれども、やっぱりそういう状態に遭った人心配です。町長、お願いします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいま谷津田議員のほうから健康問題、特に放射能の内部被曝の検査の問題、議会のほうからも強く要請を受けているということ踏まえて、県あるいは国に今後さらに強く申し入れしてまいりたいと思います。

○議長（清川泰弘君） それでは、次に進みたいと思います。

第6款農林水産業費。

3番、野村満君。

○3番（野村 満君） この需用費なのですが、5万円、この消耗品です。これ何ですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 野村議員のご質問に対しまして産業振興課長から説明をさせます。

○議長（清川泰弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大橋利一君） 野村議員の質問にご説明いたします。

農業振興費の需用費ということで、その中の消耗品ということで5万円を計上させていただきました。これは提案理由の中でも申し上げましたが、農地土壌サンプリングということで現在17カ所予定されております。それに伴います雑費ということで図面等そういったものを計上させていただいております。

（「聞こえない。ゆっくりしゃべって。もっと近づいて」と言う人あり）

○産業振興課長（大橋利一君） 農地土壌のサンプリング、現在17カ所予定してございまして、それに伴います諸雑費ということで図面と、後でどういった汚染地帯、地区というのは説明しろとかそういったことで必要になってくるかと思っておりますので、その場合に備えまして雑費ということで今回計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（清川泰弘君） 3番、野村満君。

○3番（野村 満君） そうすると、これ町独自でこの調査するのですか、それともこれ県もやって

いると、実施しているというようなことを聞いているのですが、県とはまた別なのですか。

○議長（清川泰弘君） 大橋課長。

○産業振興課長（大橋利一君） このサンプリング調査は県のほうから町のほうに依頼がございまして、町内の特定といいますか、線量の高い地域はちょっと今回できないような状況でございまして、その低い中で何点かサンプルしまして、その中で調査をするということで要請を受けております。

以上でございます。

○議長（清川泰弘君） 3番、野村満君。

○3番（野村 満君） そうすると、この調査をして、これは公表するのでしょうか、それとも新聞か何かで出すのでしょうか。その点お聞かせいただきたい。

○議長（清川泰弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大橋利一君） この調査結果につきましては、ホームページといいますか、インターネットの中で公開する予定になってございまして、さらに新聞等、そちらのほうにも県のほうで掲載するというようなことに、公表するというようなことになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） これは、今、県のやっている事業だということですけども、これ一般財源ですよね。町の財源使わなくてはならない。

○議長（清川泰弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大橋利一君） この事業につきましては県のほうで要請があつて行うということなのですけれども、その際5万円というのが直接かかる調査費、サンプリングの測定とかそういったものにつきましては県のほうの費用で、負担で行います。ただ、この5万円といいますのは、それを町のほうで周知とかそういった場合に、雑費ということで計上させていただきたいということでございます。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 説明おかしくないかい。県の委託だったら県の金使うべきでしょう。町としてデータを残すというのだったら町の金使うのもいいのですけれども、県から来たやつは予算書には見えなくて、町から予算つけることだけしか見えないというのはおかしいでしょう。課長、町の仕事だけは見える5万円、県からやれというやつは県から幾ら来るのか、どういう仕事しろと言われていいのか、それは予算書に出てこないというのはどういうことですか、これ。今の説明は私納得できないので、もう一度説明してください。

（「県の事業の内容が出てきてない」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大橋利一君） 谷津田議員のご質問にご説明いたします。

この事業は、福島県の事業で行っておりまして、現在、サンプリングということで17カ所調査をいたします。職員のほうが現地のほうに行きまして、特に地権者の方の同意が必要だということになっておりまして、それらのことで要請を受けて職員が対応するようになりました。その際に、その結果等につきまして、先ほどご説明しましたようにホームページ、それから新聞等で公表されるかと思いますが、そのほかに町のほうでも別の資料として作成するということになればということで諸雑費ということで予算を計上させていただきました。

○10番（谷津田光治君） だめだ、町長、飯食わせているのかい。マイク使っても聞き取れないさ、ごちゃごちゃ、ごちゃごちゃって。議長、もう一回。

○議長（清川泰弘君） 答弁者、もう一度お願いします。

○10番（谷津田光治君） マイク使ってその程度かって、飯くっているのか、これ。

○議長（清川泰弘君） 大きい声で。

産業振興課長。

○産業振興課長（大橋利一君） それでは、再度ご説明をいたします。

この事業は、県から要請を受けまして町のほうでサンプリングということで今回17カ所選定いたしまして、その中で地権者のほうの同意をいただきながら実施をしております。その結果につきましては、県のほうのホームページ等、それから新聞等に掲載されて公表されるというふうになるかと思っておりますけれども、その他として町のほうの資料として必要とあれば資料作成というふうなことで、その諸雑費ということで計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 町内をサンプリングして歩く手間暇、そのデータを残すというのはわかるのです。わかるのだけれども、県からの要請だったら、県費はこの5万円の中に入るべきでしょう。これ一般会計、一般財源でやっているのだから、県からは一銭も来ていない。だからこの避難時期に何でもやれ、何でもよし、何でもありだ、これ。ちゃんと町の予算でやるもの、県からの委託でやるもの、ちゃんと分けるべきだと思う。たかが5万円だけれども、これは大橋課長がやることについてはデータとして残るものですから、だからちゃんと最終的には産業課はいい仕事やったと言われるはずなのです、データとして残れば。そのデータもいずれ使うことできるのかもしれない。だけれども、やはり何でもありではだめだから、ちゃんと分けてやってください。県の依頼なら県の委託、町独自の調査なら町独自の調査、県から一銭も委託料も来ないで、町で5万円予算とって、県の要請でやっていますって、それは町長ないでしょう、こういうのは。振り分けちゃんとやってください。

○議長（清川泰弘君） 次行きます。

第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

(「休憩」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) ここで暫時休憩しまして、全協室にお集まりください。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 4時08分

○議長(清川泰弘君) それでは、会議に戻します。

10番、谷津田光治君。

○10番(谷津田光治君) 先ほどの私の質問で、ホールボディ、内部被曝検査の話をしました。よくよく職員からも聞いてみましたら、総合健診だということですので、総合健診であっても血液検査をすれば、これはかなりわかるはずですので、ちょっとまずいなと思うのはチェックして、これは早急に内部被曝検査もやっていただきたいと思います。ですから、ちょっとつけ足します。

○議長(清川泰弘君) では、執行部いいですね。

(「はい」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) これから討論を行います。討論ありませんか。

6番、菅野博紀君。

○6番(菅野博紀君) 私は、議案第100号には反対させていただきます。その理由として、中身がないのにお金だけくれと、それから後で決めるというのは全くもっておかしい話だと思います。弁護士費用に関してもぜひとも修正案を出していただいて、条例等をちゃんと整えてから、いいことだと思いますが、ちゃんとやっていただきたいと思います。

○議長(清川泰弘君) ほかにありませんか。

1番。

○1番(渋谷一弘君) 私は本案に対しまして賛成をいたします。

○議長(清川泰弘君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) それでは、これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第100号 平成23年度双葉町一般会計補正予算(第7号)について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(清川泰弘君) 起立多数です。

よって、議案第100号は原案のとおり可決しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第5、発議第3号 双葉町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（清川泰弘君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

9番、木幡敏郎君。

（9番 木幡敏郎君登壇）

○9番（木幡敏郎君） それでは、発議第3号 双葉町議会委員会条例の一部改正について提案理由の説明を行います。

去る9月の定例会におきまして、当双葉町議会議員の定数を8人とする議案に対し多くの議員各位のご賛同をいただきました。可決成立をいたしました。それに基づき当町議会委員会条例の中の各常任委員会の定数につきましても現行「6人」を「4人」と改正するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

提出者、木幡敏郎。賛成者、伊澤史朗。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第3号 双葉町議会委員会条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決しました。

◎閉会の宣告

○議長（清川泰弘君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成23年第3回双葉町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時16分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 清 川 泰 弘

署名議員 谷津田 光 治

署名議員 佐々木 清 一